

消費税関連 2016 年税制改正の延期

Issue 5, September 2016

In brief

2016 年 6 月 1 日に安倍晋三首相は、2017 年 4 月 1 日から予定されていた消費税率の 10%への引き上げと、複数税率の導入について、2 年半延長すると発表しておりましたが、この度、その延期の内容について閣議決定されました。

具体的には、消費税率の 10%への引上げ及び軽減税率の導入時期を 2019 年 10 月 1 日へ延期する他、適格請求書等保存方式の導入時期についても、同様に 2 年半延期し、2023 年 10 月 1 日とすることとされています。また、適格請求書保存方式の導入までの期間に、売上げ又は仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する売上税額又は仕入税額の簡易計算に関する経過措置は認められることとなります。

今回は、2016 年税制改正における消費税法関連の改正の延期についてご案内致します。

In detail

1. 消費税率引き上げの閣議決定

2016 年 2 月にニュースレター「2016 年度税制改正における消費税法の改正」で、消費税税率の引き上げと軽減税率の導入についてご案内をしておりましたが (<http://www.pwc.com/jp/ja/taxnews-indirect-tax/assets/indirect-tax-20160229-jp-2.pdf>)、その後、2016 年 6 月 1 日に安倍晋三首相が記者会見で、消費税率の引き上げの延長を表明しておりました。

この安倍首相の決定を受け、2016 年 8 月 2 日に与党より、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税務上の措置」が公表され、消費税引上げ時期の延長の内容が明らかとなりました。

この内容については 2016 年 8 月 24 日に閣議決定され、今後、2016 年 9 月の臨時国会に提出される予定とされています。

2. 消費税率引き上げの再延期について

2012 年 8 月に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律」により、消費税率は、2014 年 4 月 1 日に 5%から 8%へ、また 2015 年 10 月 1 日に 8%から 10%へと、段階的に引き上げられることとされていました。また、この中には、いわゆる「景気判断条項」が付されていました。

これに基づき、2014 年 4 月 1 日より、消費税率は従来の 5%から 8%へ引き上げられましたが、8%から 10%への引き上げについては、景気動向を考慮して、2017 年 4 月 1 日まで延期されることとなっていました。

よって、今回の消費税率の引き上げの延期は、2015 年に決定された先の延期に続く、再度の延期となります。

なお、先の延期は法改正により行われましたが、その際に「景気判断条項」は削除されていました。よって、今回の再延期については、あらためて法改正が必要となっています。

3. 消費税率引き上げの内容

具体的には以下の措置が講じられる予定です。

- ① 消費税率(国・地方)の 10%への引上げの施行日を 2019 年 10 月 1 日とする(当初の予定では 2017 年 4 月 1 日)。
- ② 消費税率(国・地方)の 10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を 2019 年 4 月 1 日とする(当初の予定では 2016 年 10 月 1 日)。
- ③ 消費税の軽減税率制度の導入時期を 2019 年 10 月 1 日とする(当初の予定では 2017 年 4 月 1 日)。
- ④ 適格請求書等保存方式の導入時期を 2023 年 10 月 1 日とし(当初の予定では 2021 年 4 月 1 日)、適格請求書発行事業者の登録については、平成 33 年 10 月 1 日からその申請を受け付けることとする。
- ⑤ 適格請求書保存方式が導入されるまでの間の措置について、次の措置を講ずる。
 - 売上を税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の簡易計算に係る経過措置の適用期間を 2019 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間とする。
 - 仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者に対する仕入税額の簡易計算に係る経過措置のうち、卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等に占める軽減対象課税資産の譲渡等の割合を用いて仕入税額を簡易に計算することを認める措置の適用期間を平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日の属する課税期間の末日までの期間とし、課税期間中の届出書の提出により簡易課税制度の適用を認める措置の適用期間を 2019 年 10 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間の末日までの期間とする。
 - 売上げ又は仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する売上税額又は仕入税額の簡易計算に係る経過措置は措置しないこととする。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

村上 高士

03-5251-2341

takashi.a.murakami@jp.pwc.com

シニアマネージャー

中田 幸康

080-3452-9123

yukiyasu.y.nakata@jp.pwc.com

マネージャー

溝口 豪

070-1369-1310

tsuyoshi.n.mizoguchi@jp.pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 590 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。